

原議保存期間	1年(令和4年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

警察庁丙企画発第44号、丙人発第98号
丙給厚発第22号
令和2年5月25日
警察庁長官官房長

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態の解除に伴う警察運営上の留意事項について(通達)

本年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が行われたところであるが、本日、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態の解除について(通達)」(令和2年5月25日付け警察庁丙備二発第28号ほか)に示されたとおり、緊急事態解除宣言がなされた。

各都道府県警察においては、「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止のための更なる取組について(通達)」(令和2年4月10日付け警察庁丙給厚発第10号ほか)のほか、関係各部門からの示達事項等を踏まえ、警察業務及び職員の日常生活における感染予防のための取組や指導を進めてきたところであるが、緊急事態の解除に伴い、今後、地域における感染や対策の状況等も踏まえつつ、それらの段階的な見直し等の検討も進めていくことになると考えられる。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定)(令和2年5月25日付け変更)」は、緊急事態が解除された後においても、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日)で示された「新しい生活様式」の実践例を踏まえた取組等を求めているほか、自粛要請等の緩和や解除についても一定の移行期間を設けて段階的に行うなど、慎重な対応を求めている。

各位にあっては、こうした政府の方針を踏まえ、これまでの取組を見直すに当たっても、中断、延期等をしてきた業務をそのまま再開するのではなく、地域における感染や対策の状況等を踏まえ、また、これまでの業務の見直し等の経験等も踏まえ、個別具体的に実施の必要性・緊急性を精査するとともに、可能な限り職員同士の接触を伴わない方法による代替手段を検討し、実施する場合においても、感染リスクを低減するための具体的な措置を講ずるなどの対策を徹底されたい。

また、職員の日常生活における感染予防のための取組についても、地域における感染や対策の状況等を踏まえ、適切な対応がなされるよう指導を継続されたい。

なお、個々の業務の実施の可否等の検討に当たり疑義がある場合には、警察庁各主管課と前広に相談されたい。